

農業用ドローン 技能認定取得補助金



補助率：費用の1/5以内
※補助上限 50,000円

農業者大型特殊 免許等取得補助金



補助率：費用の1/5以内
※補助上限 20,000円

※農業大学校などの支援対象機関で受講
された方は、補助の対象外となります。

※令和8年4月1日～令和9年3月31日に新たに認定・免許を取得
された神埼市の農業者の方を対象としています。
(期間中で、既に認定を取得された方も補助の対象とします。)

【問合せ先】
神埼市農林水産課
☎0952-37-0117

事業の概要

◇農業用ドローン技能認定 取得補助金

(補助対象者)

市内に住所を有し営農に携わる者

(補助対象経費)

農業用ドローンの操作に必要な技術認定
の新規取得に要する経費

(補助率)

補助対象経費の1/5以内
上限額50,000円

◇農業者大型特殊 免許等取得補助金

(補助対象者)

市内に住所を有する農業者で、令和8年
度に農業大学校などの支援対象機関以外で
研修を受講する者、受講した者

(補助対象経費)

農業用大型特殊運転免許やけん引運転免許
を新たに取得するために要する経費

(補助率)

補助対象経費の1/5以内
上限額20,000円

※1 ①免許証または認定書の写しと②領収書の写しが必要となります。

※2 提出期限は令和9年3月31日までとなります。

(令和8年度中に新たに取得される方が対象)

※3 免許・認定の取得に係る交通費等の諸経費は補助対象外となります。

※4 予算に限りがありますので、取得を予定されている方はあらかじめご相談ください。